

# 山梨県公報

第六百六号

令和七年  
十月三十日

木曜日

令和七年十月三十日

山梨県告示第二百八十二号  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)  
第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。  
令和七年十月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

## 一 秩父連峰鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 秩父連峰鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 甲府市、甲州市、山梨市、北杜市及び北都留郡丹波山村(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課、中北林務環境事務所、峡東林務環境事務所及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

3 鳥獣保護区の存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 一万三千三百八十五ヘクタール

5 鳥獣保護区の指定区分 大規模生息地の保護区

### (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、瑞牆山(標高二千二百三十三メートル)、金峰山(二千五百九十九メートル)、国師ヶ岳(標高二千五百九十一メートル)、甲武信ヶ岳(標高二千四百七十五メートル)等を中心とし、雲取山(標高二千十七メートル)に至る亜高山帯の地域である。自然公園法による国立公園(秩父多摩甲斐)の指定を受けしており、多様な野生動植物に恵まれており、当該地区を含む関東山地一帯は、カモシカ保護地域に指定されている。

当該地域の植生は、瑞牆山から雁坂嶺付近まではシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が優占する。雁坂嶺付近から雲取山には、クリ、ミズナラ、ヤマボウシ、ブナ等の広葉樹林や、ウラジロモミ、コメツガ、カラマツ等の針葉樹林も生息し、カワラマツバ、ススキ群落もみられる。

また、獸類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン、タヌキ、イタチ等、また、小型哺乳類ではオコジョ、ヤマネ、ヒメネズミ等が確認され、鳥類では、クマタカ、ルリビタキ、ヒガラ、ホシガラス、ノビタキ、マヒワ、イワツバメ等がみられる。以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

## 目次

告示

- 救急病院等の認定: 五八九
- 鳥獣保護区の存続期間の更新: 五八九
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定: 五九〇
- 特定獣具使用禁止区域の指定: 五九一
- 道路の区域変更(二件): 五九三
- 道路の供用開始(二件): 五九四
- 換地処分の実施: 五九四
- 一般競争入札について(二件): 五九五
- 職員団体の登録: 五九七

## 公示

人事委員会

山梨県告示第二百八十一号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年十月三十日

## 一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長崎幸太郎

名称	所在地
北杜市立塙川病院	北杜市須玉町藤田七百七十三番地

二 認定期限 令和十年十月三十一日

山梨県公報

第六百六号

令和七年十月三十日

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の実施に努める。

(3) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

二 四尾連湖鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 四尾連湖鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 西八代郡市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）

（次の図）は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び富林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 鳥獣保護区の存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 四十・五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び富林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。（次の図）

（次の図）は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び富林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 鳥獣保護区の存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 四十・五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、四尾連湖を中心とする地域であり、周囲を標高千メートル程の山々に囲まれている。県立自然公園の指定を受けており、多様な野生動植物に恵まれている地域である。

当該地域の植生は、湖の北側はクリ、ミズナラ等の、湖の南側はコナラ、クマシデ等の広葉樹林が優占する。東側にはハクウンボク及びイヌブナの林がみられ、西側にはアズマネザサ、ススキ群落もみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のイノシシ及びツキノワグマをはじめ、中型哺乳類のキツネ、イタチ、タヌキ等、また、小型哺乳類ではニホンリス、ヤマネ、アカネズミ、コキクガシラコウモリ、ヤマコウモリ等が確認され、鳥類では、クマタカ、トビ、ホオジロ、シジュウカラ、メジロ、ヒヨドリ等がみられる。

以上 の 地 域 を 鳥 獣 保 護 区 に 指 定 す る こ と で 豊 か な 森 林 資 源 に 生 息 す る 多 様 な 鳥 獣 の 生 息 環 境 の 保 全 を 図 る も の と す る。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

三 都留いきものふれあいの里鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 都留いきものふれあいの里鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 都留市（次の図に示す部分に限る。）

（次の図）は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 鳥獣保護区の存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 六十ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、三ツ峠と鶴ヶ鳥屋山に囲まれた山間の地域で、鳥類、小動物、昆蟲及び植物が数多く生息している地域である。この地域内に、平成五年十月都留市により、自然観察及び体験学習を通じて自然のしくみについて理解を深め、自然保護思想の普及を図ることを目的とし、人と自然とのふれあいの場として、「都留いきものふれあいの里」が建設された。

当該地域の植生は、主にアカマツ林となつており、川沿いにはツルヨシ群落がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマをはじめ、中型哺乳類のキツネ、イタチ、タヌキ等、また、小型哺乳類ではニホンリス、ヤマネ、アカネズミ、コキクガシラコウモリ、ヤマコウモリ等が確認され、鳥類では、クマタカ、トビ、ホオジロ、シジュウカラ、メジロ、ヒヨドリ等がみられる。

以上 の 地 域 を 鳥 獣 保 護 区 に 指 定 す る こ と で 豊 か な 森 林 資 源 に 生 息 す る 多 様 な 鳥 獣 の 生 息 環 境 の 保 全 を 図 る も の と す る。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第二百八十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和七年十月三十日

## 一 金峰山特別保護地区

### 1 特別保護地区の名称 金峰山特別保護地区

2 特別保護地区の区域 甲府市（次の図に示す部分に限る。）

（次の図）は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

### 3 特別保護地区の存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

### 4 特別保護地区の面積 二百五十五ヘクタール

### 5 特別保護地区の保護に関する指針

- (一) 特別保護地区の指定目的 大規模生息地の保護区
- (二) 特別保護地区の指定目的 大規模生息地の保護区

当該地区を含めた地域は、金峰山（標高二千五百九十九メートル）を中心とした亜高山帶の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受けしており、多様な野生動植物が生息・生育しており、当該地区を含む関東山地一帯は、ニホンカモシカ保護地域に指定されている。

当該地区を含めた地域は、金峰山（標高二千五百九十九メートル）を中心とした亜高山帶の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受けおり、多様な野生動植物が生息・生育しており、当該地区を含む関東山地一帯は、ニホンカモシカ保護地域に指定されている。

当該地区を含めた地域は、木賊山（標高二千四百六十八メートル）山頂付近にシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が発達し、その下部ではコメツガ林が発達しており、また、渓谷沿いにはシオジなどが分布している。

また、当該地区的獣類として、大型哺乳類では特別天然記念物に指定されているニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではニホンノウサギ等、小型哺乳類ではニホンリス、オコジョ等が確認されている。鳥類では、クマタカ、ホシガラス、ルリビタキ、メボソムシクイ等が確認されている。

以上の地域のうち、最も固有の生態系を有する中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獸の生息環境の保全を図るものとする。

### (三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獸の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 当該地区においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獸の生息環境の保全を図るため、特定鳥獸保護管理計画に基づく個体数調整の実施に努める。
- (3) 特別保護地区における鳥獸保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

- (3) 特別保護地区における鳥獸保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。
- (2) 当該地区においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獸の生息環境の保全を図るため、特定鳥獸保護管理計画に基づく個体数調整の実施に努める。
- (1) 当該地区においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獸の生息環境の保全を図るため、特定鳥獸保護管理計画に基づく個体数調整の実施に努める。

## 二 鶴冠山特別保護地区

### 1 特別保護地区の名称 鶴冠山特別保護地区

### 2 特別保護地区の区域 山梨市（次の図に示す部分に限る。）

（次の図）は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び峡東

## 林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

### 3 特別保護地区の存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

### 4 特別保護地区の面積 三百六十七・五八ヘクタール

### 5 特別保護地区の保護に関する指針

- (一) 特別保護地区の指定目的 大規模生息地の保護区
- (二) 特別保護地区の指定目的 大規模生息地の保護区

当該地区を含めた地域は、鶴冠山（標高二千百十五メートル）等を中心とした亜高山帶の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受けており、多様な野生動植物が生息・生育しており、当該地区を含む関東山地一帯は、ニホンカモシカ保護地域に指定されている。

当該地区的植生は、木賊山（標高二千四百六十八メートル）山頂付近にシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が発達し、その下部ではコメツガ林が発達しており、また、渓谷沿いにはシオジなどが分布している。

また、当該地区的獣類として、大型哺乳類では特別天然記念物に指定されているニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではニホンノウサギ等、小型哺乳類ではニホンリス、オコジョ等が確認されている。鳥類では、クマタカ、ホシガラス、ルリビタキ、メボソムシクイ等が確認されている。

以上の地域のうち、最も固有の生態系を有する中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獸の生息環境の保全を図るものとする。

### (三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獸の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 当該地区においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獸の生息環境の保全を図るため、特定鳥獸保護管理計画に基づく個体数調整の実施に努める。
- (3) 特別保護地区における鳥獸保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

## 山梨県告示第二百八十四号

鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

1 坊ヶ峯特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の名称 坊ヶ峯特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域 笛吹市（次の図に示す部分に限る。）	（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
3 存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで	
4 特定猟具の種類 銃器	
5 面積 九十ヘクタール	
二 下黒駒特定猟具使用禁止区域	
1 特定猟具使用禁止区域の名称 下黒駒特定猟具使用禁止区域	
2 特定猟具使用禁止区域の区域 笛吹市（次の図に示す部分に限る。）	
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）	
3 存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで	
4 特定猟具の種類 銃器	
5 面積 八十七ヘクタール	
三 法能特定猟具使用禁止区域	
1 特定猟具使用禁止区域の名称 法能特定猟具使用禁止区域	
2 特定猟具使用禁止区域の区域 都留市（次の図に示す部分に限る。）	
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）	
3 存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで	
4 特定猟具の種類 銃器	
5 面積 百七十一ヘクタール	
四 大萱特定猟具使用禁止区域	
1 特定猟具使用禁止区域の名称 大萱特定猟具使用禁止区域	
2 特定猟具使用禁止区域の区域 北杜市（次の図に示す部分に限る。）	
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）	
3 存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで	
4 特定猟具の種類 銃器	
5 面積 百二十二・八ヘクタール	
五 金峰牧場特定猟具使用禁止区域	
1 特定猟具使用禁止区域の名称 金峰牧場特定猟具使用禁止区域	
2 特定猟具使用禁止区域の区域 山梨市（次の図に示す部分に限る。）	
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）	

2 林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）	3 存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
4 特定猟具の種類 銃器	
5 面積 三百三ヘクタール	
六 御手洗川特定猟具使用禁止区域	
1 特定猟具使用禁止区域の名称 御手洗川特定猟具使用禁止区域	
2 特定猟具使用禁止区域の区域 笛吹市及び山梨市（次の図に示す部分に限る。）	
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）	
3 存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで	
4 特定猟具の種類 銃器	
5 面積 二十四ヘクタール	
七 富士見ふれあいの森公園特定猟具使用禁止区域	
1 特定猟具使用禁止区域の名称 富士見ふれあいの森公園特定猟具使用禁止区域	
2 特定猟具使用禁止区域の区域 西八代郡市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）	
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）	
3 存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで	
4 特定猟具の種類 銃器	
5 面積 五十五・一ヘクタール	
八 奥山特定猟具使用禁止区域	
1 特定猟具使用禁止区域の名称 奥山特定猟具使用禁止区域	
2 特定猟具使用禁止区域の区域 南巨摩郡南部町（次の図に示す部分に限る。）	
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）	
3 存続期間 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで	
4 特定猟具の種類 銃器	
5 面積 六十三・二ヘクタール	
九 清里湖特定猟具使用禁止区域	
1 特定猟具使用禁止区域の名称 清里湖特定猟具使用禁止区域	
2 特定猟具使用禁止区域の区域 北杜市（次の図に示す部分に限る。）	
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）	

3	存続期間	令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
4	特定獣具の種類	銃器
5	面積	十九ヘクタール
十	高根西特定獣具使用禁止区域	
1	特定獣具使用禁止区域の名称	高根西特定獣具使用禁止区域
2	特定獣具使用禁止区域の区域	北杜市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）		
3	存続期間	令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
4	特定獣具の種類	銃器
5	面積	二百三十三・五ヘクタール
十一	三分一湧水特定獣具使用禁止区域	
1	特定獣具使用禁止区域の名称	三分一湧水特定獣具使用禁止区域
2	特定獣具使用禁止区域の区域	北杜市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）		
3	存続期間	令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
4	特定獣具の種類	銃器
5	面積	二十八・三ヘクタール
十二	双葉水辺公園特定獣具使用禁止区域	
1	特定獣具使用禁止区域の名称	双葉水辺公園特定獣具使用禁止区域
2	特定獣具使用禁止区域の区域	甲斐市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）		
3	存続期間	令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
4	特定獣具の種類	銃器
5	面積	七ヘクタール
十三	中道下向山特定獣具使用禁止区域	
1	特定獣具使用禁止区域の名称	中道下向山定獣具使用禁止区域
2	特定獣具使用禁止区域の区域	甲府市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）		
3	存続期間	令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
4	特定獣具の種類	銃器
5	面積	一百四十号

山梨県告示第二百八十五号		道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和七年十一月二十日まで一般の縦覧に供する。	
令和七年十月三十日		山梨県知事 長崎幸太郎	
一 道路の種類 一般国道		二 路線名 百四十号	
三 道路の区域			
区間		旧の別	旧新敷地の幅員（メートル）
甲府市桜井町字清水九〇五番地先から	旧	（メートル）	延長（メートル）
甲府市桜井町字清水九〇五番地先まで	一四二・三〇		七・五
	一四五・六		

**山梨県告示第二百八十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和七年十一月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡身延町北川字後山四〇一〇番地先 から 南巨摩郡身延町北川字後山四〇三八番一地 先まで	新	旧	八・一〇 一〇・八	七六・三
	八・一〇 一七・六		七六・三	

山梨県告示第二百八十七号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和七年十一月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

**山梨県告示第二百八十八号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和七年十一月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

県道 線	道路の 種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
駒ヶ岳公園 北杜市白州町横手字中込一四一 六番一地先から 九番地先まで	県道	駒ヶ岳公園	北杜市白州町横手字中込一四一 二〇九・〇	二〇九・〇	令和七年十 月三十日
			北杜市白州町横手字中込一四二		

**公 告**

県道	道路の 種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
笛吹市川三郷線	県道	笛吹市川三郷線			
西八代郡市川三郷町上野字 曾根ヶ峯四三九一番一地先 から 西八代郡市川三郷町上野字 曾根ヶ峯四三五〇番一地先 まで					

● 換地処分の実施  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（大草地区第二工区）の換地処分を令和七年  
十月九日実施した。

令和七年十月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年十月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 情報処理実習装置  
(二) 数量 二式

2 調達をする物品等の仕様等 個別入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和八年三月二十七日（金）

4 納入場所 個別入札説明書で定める場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第一百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 営業に関する許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営む者

んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和七年十一月二十一日（金）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和七年十一月二十一日（金）まで（県の休日を除く。）、四三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和七年十一月二十一日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四三に掲げる場所において直接交付するほか、山梨県公式ウェブサイトからダウンロードすることもできる。

3 一般競争入札の参加資格の確認 共通入札説明書及び個別入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年十二月九日（火）午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階出納局入札室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び共通入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨  
規則第百八条の二の規定により、免除する。

2 入札保証金 規則第百八条の二の規定により、免除する。  
3 契約保証金、契約を締結しようとする者は、共通入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約の締結 落札の日から七日以内に締結する。

5 違約金の有無 有  
規則第百八条の二の規定により、免除する。

6 最低制限価格の有無 無  
規則第百八条の二の規定により、免除する。

7 前払金の有無 無  
規則第百八条の二の規定により、免除する。

8 その他

(一) 詳細は、共通入札説明書及び個別入札説明書による。

(二) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五-11111-111九五）

#### \* Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Educational Computer Devices for High School (2 sets)

2 Date and time for tender: 2:00PM December 9, 2025

3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-2223-1395

#### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年十月三十日

山梨県知事 長崎幸太郎

#### 1 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 総合実践実習装置及びEWS実習装置  
(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 個別入札説明書で定める内容等である。

3 納入期限 令和八年三月三十日（月）

4 納入場所 個別入札説明書で定める場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者である。ただし、(一)の公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させない」ととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第一条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

#### 四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和七年十一月二十一日（金）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出する。

郵便番号四〇〇-一八五〇一山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県出納局管理課

#### 五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和七年十一月二十一日（金）まで（県の休日を除く。）、四三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和七年十一月二十一日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四三に掲げる場所において直接交付するほか、山梨県公式ウェブサイトからダウンロードすることもできる。

3 一般競争入札の参加資格の確認 共通入札説明書及び個別入札説明書で定めると

のにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年十二月九日（火）午後三時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階出納局入札室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び共通入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和二十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語  
(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第百八条の二の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、共通入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約の締結 落札の日から七日以内に締結する。

5 違約金の有無 有

6 最低制限価格の有無 無

7 前払金の有無 無

8 その他

(一) 詳細は、共通入札説明書及び個別入札説明書による。  
(二) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五一-一〇〇〇〇一〇九五）

\* Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Educational Computer Devices for High School (1 sets)

2 Date and time for tender: 3:00PM December 9, 2025

3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi

Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501  
Japan TEL 055-223-1395

## 人事委員会

● 職員団体の登録

地方公務員法第五十三条第五項の規定により職員団体の登録の申請のあつた次の団体を登録した。

令和七年十月三十日

山梨県人事委員会

委員長 中島琢雄

団体の名称	登録番号	登録年月日	主たる事務所の位置	備考
自治労連やまなし 公務公共労働組合 県教職員支部	山梨県第十号	令和七年十月二十四日	山梨県甲府市徳行四丁目三番十七号山梨平和と労働会館	単一体・非管理職

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番